平成２４年（再イ）第６号
広島県呉市川尻町久筋３丁目３番37号
再生債務者　前田　行寛
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月７日　　広島地方裁判所呉支部
平成２４年（再イ）第２号
広島県庄原市東城町川西1451番地４　宮平宿舎２号棟101号室
再生債務者　村上　哲治
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月７日　広島地方裁判所三次支部
平成２４年（再イ）第１０号
山口県山陽小野田市大字郡100番地29
再生債務者　篠田　貞善
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月７日　山口地方裁判所宇部支部
平成２４年（再イ）第８号
鹿児島県鹿屋市新川町56番地３
再生債務者　髙目　正実
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月５日まで
平成24年９月７日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係
平成２４年（再イ）第７号
青森県三沢市古間木３丁目253番地22号
再生債務者　今野　　孝
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月９日まで
平成24年９月７日
青森地方裁判所十和田支部
平成２４年（再イ）第８号
青森県十和田市大字三本木字西金崎46番地１
再生債務者　日野口裕也
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月31日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月９日まで
平成24年９月７日
青森地方裁判所十和田支部
平成２４年（再イ）第９号
青森県上北郡おいらせ町千刈田４番地３
再生債務者　武藤　　愛
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月９日まで
平成24年９月７日
青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第６７号
東京都葛飾区細田４丁目42番14号　田島荘202
再生債務者　並木　幸一
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年６月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年９月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第７号
東京都大田区南馬込１―29―10
再生債務者　池田　雅紀
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年９月６日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１３号
神奈川県川崎市多摩区堰３―２―22ドミトリー久地102号
再生債務者　田中　敏文
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月25日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月２日から平成24年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部
平成２３年（再ロ）第７号
川崎市宮前区馬絹2006番地１　ドゥメイン宮崎台205
再生債務者　境野　信一
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月18日から平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２４年（再ロ）第９号
佐賀県鳥栖市神辺町21番地１
再生債務者　野田　英樹
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月５日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００２８号
東京都葛飾区立石２―27―14―105
再生債務者　木村　文明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年９月20日まで
平成24年９月６日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再ロ）第５号
埼玉県春日部市小渕132番地１　エクレール春日部702号
再生債務者　安部　尊美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年９月27日まで
平成24年９月６日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２４年（再ロ）第１４号
兵庫県三木市志染町青山６丁目14番地の１
再生債務者　吉川　泰聡
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年９月27日まで
平成24年９月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００００８号
東京都杉並区高円寺南１―９―３―Aハイツ
再生債務者　片山　　潤
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月４日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再ロ）第２号
鳥取県鳥取市気高町勝見630番地18
再生債務者　林　　一彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月６日　　鳥取地方裁判所民事部